

副本

令和2年(ネ)第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌外19名

被控訴人 東京都

証拠説明書(13)

令和3年10月26日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

被控訴人指定代理人

石澤 泰彦

同

中村

同

松岡 史明

| 号 証 | 標 目 | 原本・写 | 作成年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 |
|-----|-------------------|------|--------|-------|--|
| 乙66 | 第11版 都市計画運用指針（抜粋） | 写し | R2.9.7 | 国土交通省 | <p>①都市計画法の都市計画に基づく規制手法は、これまで人口が増加する中で、無秩序な都市化をコントロールするとともに、効率的な都市基盤の整備を実現するという役割を果たしてきたこと。</p> <p>②都市計画制度の運用は、本質的に自治事務として各地方公共団体自らの責任と判断によって行われるべきものであること。また、地域の実情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきであること。</p> <p>③都市施設の都市計画について、市街化区域においては、少なくとも道路、交連、下水道を定めるべきであること。</p> <p>④調節池は「防水の施設」として、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設は「防砂の施設」として、</p> |

| | | | | | |
|-------|-------------------------------|----|------------|---------------|---|
| | | | | | <p>海岸保全施設のうち防潮の機能を有するものについては「防潮の施設」としてそれぞれ都市計画決定するものとされること。</p> <p>⑤それぞれの地域や地区で、いかなる都市計画により望ましいまちづくりを実現するかは、各都市計画制度の役割と特性を踏まえ、財政その他の資源、都市全体における相対的な優先順位等の観点から総合的・一体的に検討されるべきであるとされること。</p> <p>⑥都市施設を都市計画に定める意義等</p> |
| 乙 6 7 | 第三版イラストレーション 都市計画法 (抜粋) | 写し | H22. 5. 20 | 高木任之 | <p>①都市計画法上、都市計画として定めることができる内容は、11種類あること。</p> <p>②都市施設の都市計画に定める事項等</p> |
| 乙 6 8 | 逐条問答 都市計画法の運用 第2次改 | 写し | H3. 11. 5 | 都市計画法制研究会（編著） | 都市計画には、必要なものを定めればよく、それぞれの都市計画区域について、都市計 |

| | | | | | |
|-----|---------------------|----|----------|-----------------|--|
| | 訂版> (抜粋) | | | 者) | 画法11条に列挙された施設を全て都市計画において定める必要はないこと。 |
| 乙69 | 埋蔵文化財発掘の通知について | 写し | H27.7.31 | 被控訴人 | 被控訴人が東京都教育委員会に対して、文化財保護法94条1項、同184条1項及び同施行令5条1項の規定に基づき通知をしていること。 |
| 乙70 | 東京都文化財保護条例 (抜粋) | 写し | S51.3.31 | 被控訴人 | 東京都教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財に関し教育委員会に提出すべき届出その他の書類及び物件の受理に関する事務を町田市教育委員会が処理することとすること。 |
| 乙71 | 埋蔵文化財発掘の通知について (進達) | 写し | H27.8. | 町田市教育委員会 教育長 | 被控訴人から乙69の通知の受理が町田市教育委員会によりなされていること。 町田市教育委員会教育長から東京都教育委員会に乙69の通知があった旨の進達がなされていること。 |

以上